

正誤表

2024年版 司法試験・予備試験 体系別短答式過去問集

6 民事訴訟法

本書において下記の通り誤りがございました。

内容を訂正すると共に、読者の皆様にご迷惑をおかけしたことを、深くお詫び申し上げます。

恐れ入りますが、本正誤表をご確認の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

早稲田経営出版

ページ	誤	正	更新日
176	平 18-59 改 (No.77) 肢ア <u>問題文を以下に差替え</u>		26/04/02
	準備的口頭弁論においては、いわゆるウェブ会議やテレビ会議の方法の利用は許されるが、電話会議の方法を利用することはできない。		
177	<u>解説を以下に差替え</u>		
	準備的口頭弁論の法律上の性質は口頭弁論にほかならないから、口頭弁論に関する規律が適用され、双方出頭が原則とされるが、令和4年の民事訴訟法改正により、口頭弁論の期日について「裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、口頭弁論の期日における手続を行うことができる」（民訴法 § 87 の 2-Ⅰ）とされた。「映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法」とはウェブ会議等、すなわち、ウェブ会議（インターネット接続環境下の任意の場所において、ウェブ会議用ソフトウェアを利用して、ビデオ通話を行う方法）及びテレビ会議（裁判所庁舎において、裁判所のテレビ会議システムを利用して、ビデオ通話を行う方法）をいい、「音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法」（審尋： § 87 の 2-Ⅱ、弁論準備手続： § 170-Ⅲ、書面による準備手続： § 176-Ⅲ）たる電話会議（電話会議システム（トリオフオン）を利用して、音声通話を行う方法）は含まれない。したがって、準備的口頭弁論においても、ウェブ会議等（ウェブ会議やテレビ会議）を利用した準備的口頭弁論はできるが、電話会議は利用できない。		
237	予令 4-38 (No.105) 肢ア 解説 5 行目 陳述の <u>犠牲</u> を認めると	陳述の <u>擬制</u> を認めると	26/04/02
655	予平 30-43 (No.279) 肢ア 解説 3 行目 (裁判所法 § 16②)。	(裁判所法 § 24④)。	26/04/02

以上